

資	料	提	供
滋賀労働局発表 令和7年10月2日			

担 当	滋賀労働局 労働基準部 賃金室	
	賃金室長	足立 育弘
	労働基準監督官	田原 裕子 (電話) 077-522-6654

最低賃金を下回っていた事業場に対し是正を指導

～令和7年の最低賃金主眼監督結果～

滋賀労働局（局長 多和田 治彦）は、このたび、令和7年に実施した最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導の結果をとりまとめましたので、お知らせします。

この監督指導は、管内の労働基準監督署が、毎年集中的に監督指導を実施しているものであり、今回は、前年に改正された滋賀県最低賃金（時間額 1,017 円）の履行確保を目的として、令和7年1月から3月の期間において滋賀県内の事業場に対し実施したものです。

【令和7年1月から3月の間に実施した最低賃金主眼監督の実施状況】

- (1) 監督指導の実施事業場： **344 事業場**
- (2) 最低賃金法違反*の状況
- ① 違反事業場数： **26 事業場（ 7.6%）**
- ② 業種別違反状況
- ・ 製 造 業： 109 事業場 中 8 事業場（ 7.3%）
 - ・ 商 業： 90 事業場 中 9 事業場（ 10.0%）
 - ・ 接客娯楽業： 38 事業場 中 3 事業場（ 7.9%）
 - ・ その他の事業： 107 事業場 中 6 事業場（ 5.6%）
- ③ 最低賃金未満の労働者： **60 人**
- 以下は、内訳（重複あり）。
- ・ 女性労働者： 38 人（63.3%）
 - ・ パート・アルバイト： 32 人（53.3%）
 - ・ 65 歳 以 上： 24 人（40.0%）
 - ・ 18 歳 未 満： 1 人（ 1.7%）

※ 最低賃金法第4条違反（滋賀県最低賃金未満の賃金額を約定・支払いしていたもの。）

【最低賃金額】

滋賀県最低賃金		1,080 円/時間	令和 7 年 10 月 5 日 発効
特定（産業別）最低賃金	ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	1,046 円/時間	令和 6 年 12 月 31 日 発効
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,060 円/時間	
	計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,050 円/時間	
	自動車・同附属品製造業	1,062 円/時間	

特定（産業別）最低賃金は令和 7 年 10 月 5 日以降、改正されるまでは滋賀県最低賃金が適用されます。

【労働条件に関する相談窓口】

相談の仕方	窓口	連絡先	備考
行政機関に相談したい	総合労働相談コーナー	大津労働基準監督署 : 077-501-3976 彦根労働基準監督署 : 0749-22-0654 東近江労働基準監督署 : 0748-41-3363 滋賀労働局 : 077-523-1190 (マタハラ・セクハラ) 077-522-6648 (その他)	総合労働相談コーナーは労働基準監督署や労働局の中にあります
夜間・休日に相談したい	労働条件相談ホットライン	0120-811-610	月～金 17:00～22:00 土・日・祝 9:00～21:00 (12/29～1/3 除く)

【賃金（最低賃金）引上げの支援策】

	窓口	連絡先
最低賃金の引上げにはどのように対応すればいいのか相談したい	滋賀働き方改革推進支援センター	0120-100-227 大津市中央 3-1-8 大津第一生命ビルディング 4 階
事業場で最も低い賃金の引上げをするので助成してほしい 【業務改善助成金について】	滋賀労働局 雇用環境・均等室	077-523-1190 大津市打出浜 14-15 滋賀労働総合庁舎 4 階

【資料】

別紙 令和 7 年 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

令和 7 年 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況

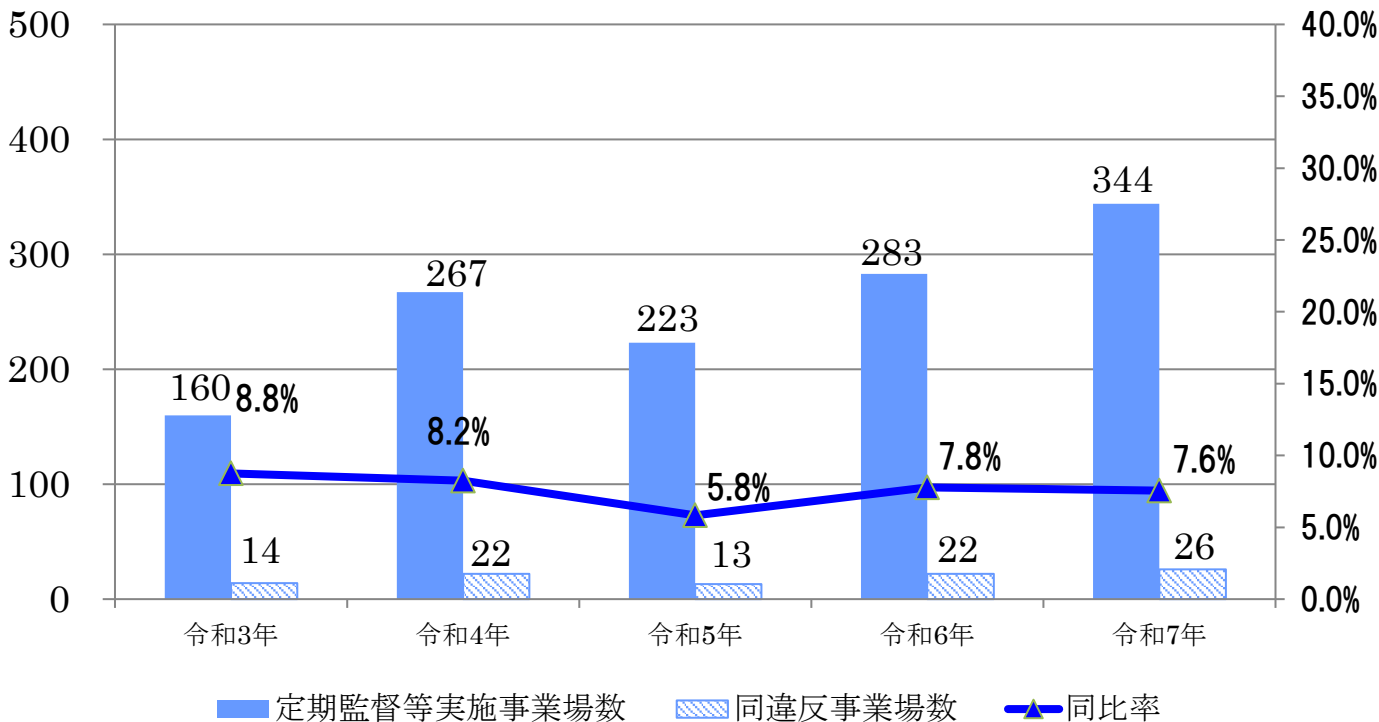
- 管内の労働基準監督署（大津・彦根・東近江）が、令和 7 年 1 月から 3 月までの間に、滋賀県最低賃金が適用される 344 事業場に対して、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施したところ、26 事業場で最低賃金法違反（※ 1）が認められた（違反率 7.6%）ことから、その是正・改善を求めて指導した。

※ 1 滋賀県最低賃金額に満たない賃金額を約定・支払い、最低賃金法第 4 条第 1 項に違反したもの。以下、同じ。

表 1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況

監督実施年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
適用最低賃金額（前年改定額）	868 円	896 円	927 円	967 円	1,017 円
定期監督等実施事業場数	160	267	223	283	344
同違反事業場数	14	22	13	22	26
同比率	8.8%	8.2%	5.8%	7.8%	7.6%

図 1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況



- 業種別の監督実施事業場数と最低賃金法違反の状況は、①商業が 90 事業場のうち 9 事業場（違反率 10.0%）、②接客娯楽業が 38 事業場のうち 3 事業場（違反率 7.9%）、③製造業が 109 事業場のうち 8 事業場（違反率 7.3%）、④その他の事業が 107 事業場のうち 6 事業場（違反率 5.6%）などであった。

表 2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の業種別の状況

	監督指導実施事業場数	同違反事業場数	同違反率
製造業	109	8	7.3%
商業	90	9	10.0%
接客娯楽業	38	3	7.9%
その他の事業	107	6	5.6%

2 最低賃金法違反の状況

- 本監督指導で認められた最低賃金未満の労働者は 60 人であった。その内訳（重複あり。）は、①女性労働者が 38 人（63.3%）、②パート・アルバイトが 32 人（53.3%）、③65 歳以上の労働者が 24 人（40.0%）、④18 歳未満の労働者が 1 人（1.6%）であった。

表 3 最低賃金未満の労働者の内訳

	人数	割合
最低賃金未満の労働者	60 人	
女性労働者	38 人	63.3%
パート・アルバイト	32 人	53.3%
65 歳以上	24 人	40.0%
18 歳未満	1 人	1.6%